

木造住宅の耐震改修費 補助のご案内

令和8年度



習志野市

習志野市では地震に強いまちづくりを進めるため、市民の皆様が現在お住まいの木造住宅※（平成12年5月31日以前に建築または着工されたもの）について、耐震改修を実施する場合に、その費用の一部を補助する制度を実施しています。

補助金を受けるに当たり、耐震改修工事業務の契約に先立ち、市への補助金交付申請が必要となりますので、ご注意ください。

■補助対象となる木造住宅とは？

次のすべてに該当するもの

- ア 市内に建築されていること。
- イ 主要構造部が木材で在来軸組構法又は枠組壁工法（2×4工法）により建築されたものであること。ただし、特殊な大臣認定工法等は除く。
- ウ 平成12年5月31日以前（二段階改修工事の場合は、昭和56年5月31日以前）に建築または着工された建築物であること。
- エ 一戸建ての住宅又は併用住宅（居住する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る。）であること。
- オ 地上階数が2以下であること。
- カ 建築基準法の集団規定に違反していないこと。
- キ 耐震診断（※1）の結果、上部構造評点（※2）が1.0未満の住宅であること。（二段階改修工事の場合は、上部構造評点（※2）が0.7未満の住宅であること。）

～補助の対象となる二段階改修工事とは～

昭和56年5月31日以前に建築又は着手された木造住宅で、耐震診断の結果、上部の構造評点が0.7未満であるものについては、二段階でおこなう耐震改修工事が補助の対象となりました。耐震改修計画に基づき、1段階目の工事で上部構造評点を0.7以上（又は、1階の上部構造を1.0以上）とし、二段階目の工事で上部構造評点を1.0以上とすることが必要となります。

※1 耐震診断とは「木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）」（一般財団法人日本建築防災協会発行）により行う一般診断法または精密診断法で、習志野市に登録されている木造住宅耐震診断士により行われたものに限りします。

※2 上部構造評点とは、建築物の構造強度を示す指標のひとつであり、以下のように判定されます。

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上 1.5未満	倒壊する可能性が低い
0.7以上 1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

■補助対象者とは？

木造住宅を所有し、かつ居住している方で、次の全てに該当する方が対象となります。

- ア 本市の住民基本台帳に記載されていること。
- イ 木造住宅を所有し、かつ、居住していること。
- ウ 市民税、固定資産税又は都市計画税を滞納していないこと。
- エ 対象木造住宅を共有している場合は、共有者の委任を受けた方であること。
- オ 過去に改修補助金の交付を受けていないこと。(共有者も対象)
- カ 補助金の交付決定通知後、5年以上対象木造住宅に居住すること。

■耐震改修工事の内容とは？

耐震改修工事は、筋かいや構造用合板、金物等を施工し、耐震性能の向上を目的とする上部構造評点を1.0以上に改修する工事です。(リフォーム工事等を同時に行う場合には、工事内容を区分する必要があります。)

※二段階改修工事を行う場合は、一段階目の工事で上部構造評点を0.7以上(又は1階部分が1.0以上)とし、二段階目の工事で上部構造評点を1.0以上にする必要があります。

■補助の対象となる費用は？

耐震改修に要する工事費が補助対象となります。なお、補助金の交付を受けるためには、習志野市に登録されている木造住宅耐震診断士が設計及び工事監理を行う必要があります。

■補助の額は？

耐震改修工事に要する工事費の5分の4(1千円未満の端数は切り捨て)となります。

ただし、**115万円を限度**とします。

※二段階改修工事の場合は、段階ごとに**57万5千円が限度**となります。

◇耐震改修利子補給制度【リ・バース60】のご案内

高齢者世帯の耐震改修を促進するため、住宅金融支援機構の【リ・バース60】で融資の申込を行い、習志野市の耐震改修補助金を利用すると金利負担を軽減する制度です。

詳しくは、下記にお問合わせください。

リ・バース60 (耐震改修利子補給制度) のお知らせ

借入申込時に **70歳以上**の方はご存命中

月々の支払ゼロで、

自宅の耐震改修工事が可能になります！



- お問合わせ先 -



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

【リ・バース60】ダイアル **0120-9572-60** (通話無料)
営業時間 9:00~17:00 (土日、祝日及び年末年始を除きます。)

■耐震改修に係る設計者、工事監理者、施工者について

・設計者及び工事監理者

補助の対象は、習志野市に登録した木造住宅耐震診断士が実施するものに限ります。

この名簿は、市のホームページまたは市役所建築指導課窓口でご覧いただけます。

・施工者(改修工事)

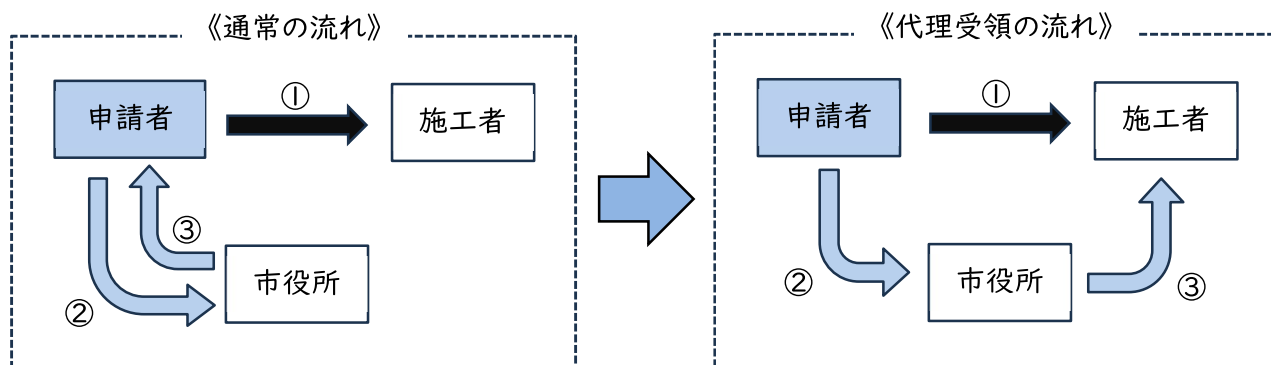
市民の皆様が、建設業法の許可を受けている事業所に所属する者を選定してください。

■代理受領制度について

習志野市から改修工事の施工者に、補助金を直接支払うことができます。
耐震改修工事を行う方は改修工事費から補助額を差し引いた額を用意すればよいため、初期費用の負担を軽減できます。

制度を利用する場合には、実績報告書(第3号様式)の5の欄に代理とする補助金の額を記入し、交付請求書の提出時に委任状(第5号様式)を添付して提出してください。

●代理受領のフロー図(耐震改修工事費145万円、補助金115万円の場合)



- ①申請者から施工者へ145万円支払い
- ②実績報告書を市役所へ提出
- ③市役所から申請者へ115万円支払い

- ①申請者から施工者へ30万円支払い
- ②実績報告書を市役所へ提出
- ③市役所から施工者へ115万円支払い

※「通常の流れ」と「代理受領の流れ」のどちらかを選択することができます。

■受付期間について

令和8年4月15日(水)～令和8年11月30日(金)

※令和9年2月15日(月)までに工事が完了していること。

予定棟数になり次第、受付終了。(受付終了のご案内は市のホームページをご確認ください。)

■受付方法について

建築指導課窓口にて、先着順で受付けを行います。

必要書類が揃っていない場合は、受付けできない場合がありますのでご注意ください。

■受付時必要書類について

1. 習志野市木造住宅耐震改修費補助金交付申請書
2. 登記事項証明書又は木造住宅の所有者及び建築年月日が確認できる書類【※1】
3. 建築基準法(集団規定に限る)に適合していることが確認できる書類(診断士が作成)
4. 木造住宅耐震診断結果報告書の写し【※1】
5. 耐震改修工事等に係る工事費の見積書の写し
6. 案内図
7. 耐震改修工事に係る設計図書
(耐震改修工事費見積りの取得に当たって、最低限必要な内容を盛り込んだ補強計画等。
二段階改修工事を行う場合は、段階ごとに作成したものを添付してください)
8. 耐震改修工事の施工者が建設業法第3条第1項に規定する許可を受けていることを証する書類(施工業者の建設業許可証の写し)
9. その他(委任状【※2】等)

【※1】習志野市耐震診断費補助金の交付を受けている場合は、添付不要です。

【※2】ご自身で申請書類を持参し共有者がいない場合、提出は不要です。

■提出書類の様式について

各様式は、市のホームページよりダウンロードできます。

1. トップページ
↓
2. 便利なサービス/各種手続き・申請 申請書DL・電子申請
↓
3. 申請書ダウンロード
↓
4. 都市整備関係/建築指導関係の申請
↓
5. 木造住宅「耐震改修費補助」関係

■その他

《耐震改修促進税制》

基準に適合する耐震改修を行った場合は、所得税額の控除および固定資産税の減税措置を受けられることがあります。詳しくは、「所得税」については「千葉西税務署」、『固定資産税』については『市役所 資産税課』へお問い合わせください。

上記の手続きの際に必要な「住宅耐震改修証明書」等は、「耐震補強設計を行った耐震診断士」または「市役所 建築指導課」にて発行できます。

お問合せ先

習志野市役所 都市環境部 建築指導課

電話 047-453-3967(直通) FAX 047-453-7384

ホームページ <https://www.city.narashino.lg.jp/index.html>

(下記コードからもご覧いただけます)

キーワード検索

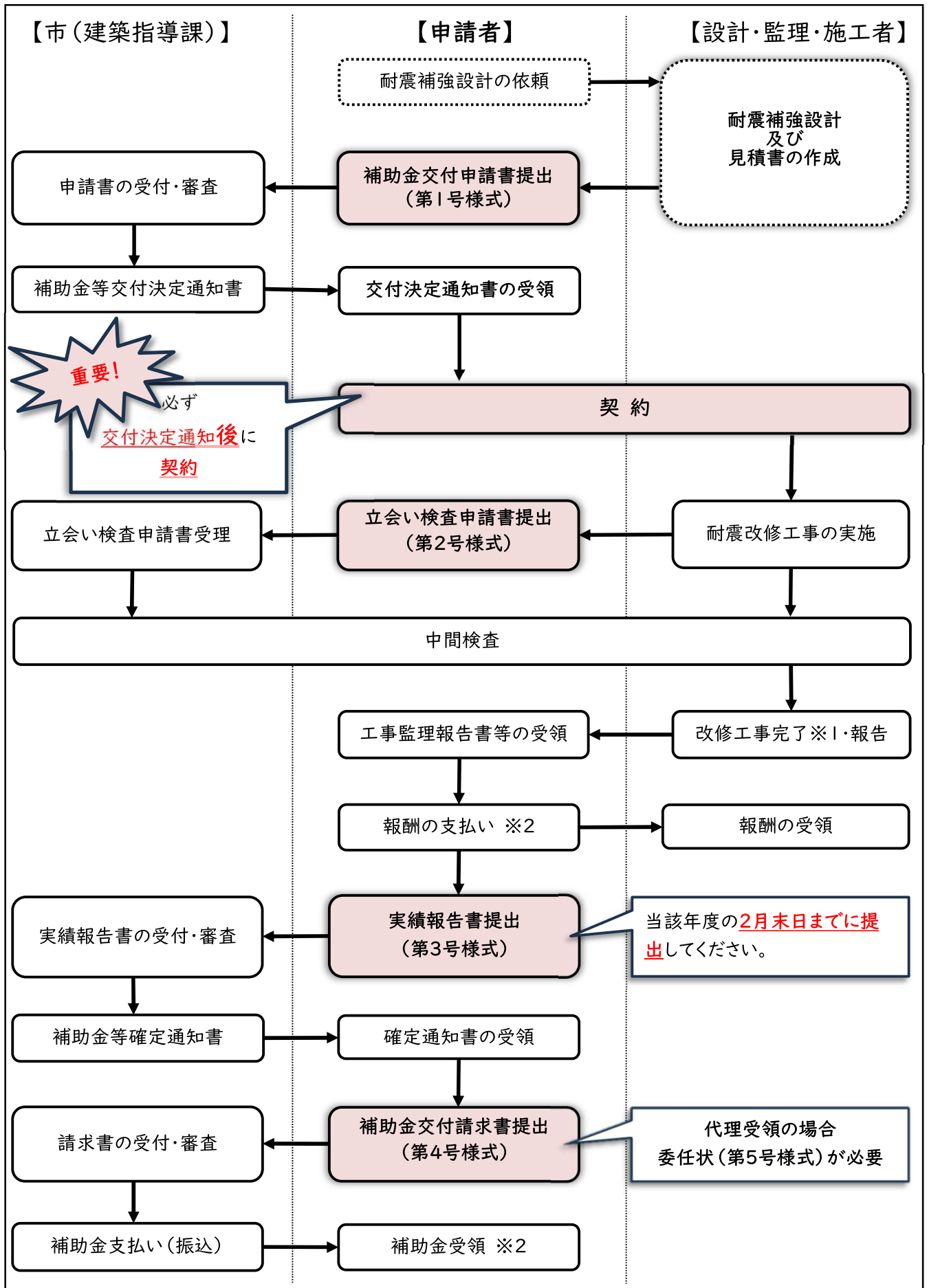
ID検索

木造住宅 耐震



●木造住宅耐震改修費補助事業の手続きの流れ

契約は、交付決定通知後に締結してください。交付決定前に工事契約の締結や工事着手をしたときは、補助金を交付できませんのでご注意ください。



※1 耐震改修工事は2月15日までに完了していることが必須です。

※2 耐震工事の補助金を市から施工者に直接支払うことが可能です。(代理受領制度)

詳しくは、建築指導課にお問い合わせください。

◆二段階改修工事の二段階目の手続については、一段階目と同じ手続きの流れとなります。

手続き時の提出書類

補助金の交付申請や実績報告を行うときは、次の書類を提出する必要があります。

No	<交付申請時>
1.	<input type="checkbox"/> 交付申請書<第1号様式>
2.	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書又は木造住宅の所有者及び建築年月日が確認できる書類【※】
3.	<input type="checkbox"/> 建築基準法の集団規定に適合していることが確認できる書類
4.	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断結果報告書の写し【※】
5.	<input type="checkbox"/> 耐震改修工事等に係る工事費の見積書の写し
6.	<input type="checkbox"/> 案内図
7.	<input type="checkbox"/> 耐震改修工事に係る設計図書(工程表および採用した工法の仕様書等を含む)
8.	<input type="checkbox"/> 施工業者の建設業許可証の写し
9.	<input type="checkbox"/> その他(委任状等)
No	<立会い検査時>
1.	<input type="checkbox"/> 立会い検査申請書<第2号様式>
No	<実績報告時>
1.	<input type="checkbox"/> 実績報告書<第3号様式>
2.	<input type="checkbox"/> 耐震改修に係る工事の契約書の写し
3.	<input type="checkbox"/> 工事監理報告書
5.	<input type="checkbox"/> 施工部位ごとの施工前、施工中、施工後及び使用した材料の写真
6.	<input type="checkbox"/> 使用した材料の仕様書
7.	<input type="checkbox"/> 耐震改修に係る工事費の請求書の写し
8.	<input type="checkbox"/> 耐震改修に係る工事費の領収書の写し
9.	<input type="checkbox"/> 耐震改修工事に係る設計図書(変更があった場合)
10.	<input type="checkbox"/> 誓約書(原則5年間以上居住する旨)
No	<交付の請求時>
1.	<input type="checkbox"/> 交付請求書<第4号様式>
2.	<input type="checkbox"/> 委任状(代理受領又は申請者と口座名義が違う場合)<第5号様式>

【※】耐震診断費の補助を受けている場合は省略できます。

◆申請者以外の方が申請や報告をするときは、委任状等が必要となります。

◆対象木造住宅を共有している場合は、委任状が必要となります。

◆要件等を確認するために、上記以外の書類を提出いただくことがあります。

★注意:交付申請書、実績報告書等に使用する印鑑は、すべて同じものをご使用ください。

耐震改修促進税制

住宅耐震改修工事に伴う固定資産税の減額の申告については、市役所資産税課が窓口となります。また、所得税の特別控除の申告については、千葉西税務署が窓口となります。

上記の手続きの際、必要となる「住宅耐震改修証明書」等は、耐震補強設計を行った設計士または市役所建築指導課にて発行できます。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

習志野市役所 都市環境部建築指導課 ☎047-453-3967